

議案第 9 2 号

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 3 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 6 条第 1 項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第 8 条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第 6 条第 1 項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第 4 5 条第 1 項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第 4 9 条第 2 項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第 4 5 条第 1 項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」

を加える。

第５６条第２項第２号及び第５７条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第１０５条第４項中「規定により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第１１４条第３項中「規定により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第１９５条第１項第２号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第２００条の４第１項第２号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第３項及び第４項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。